
品川区剣道連盟規約

品川区剣道連盟 規約施行細則

品川区剣道連盟 級位審査に関する規定

品川区剣道連盟 審判員内規

平成28年5月

品川区剣道連盟

品川区剣道連盟規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本連盟は、品川区剣道連盟（以下、本連盟）と称する。
- 第 2 条 本連盟の本部は、東京都品川区剣道連盟事務局内に置く。
- 第 3 条 本連盟は、剣道の奨励発展と会員の連絡融和を図り、一般財団法人全日本剣道連盟（以下、全剣連）及び一般財団法人東京都剣道連盟（以下、東剣連）の方針に従い、剣道理念の実現を目的とする。

第 2 章 事 業

- 第 4 条 本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 剣道の稽古
 2. 試合、大会等の開催、後援並びに参加
 3. 段級審査
 4. 対外試合・遠征
 5. 剣道に関する調査研究
 6. 会員の表彰並びに弔祭
 7. 会員のネットワークの推進
 8. その他本連盟が必要と認める事項

第 3 章 会 員

- 第 5 条 本連盟の会員は、品川区在住者、在学者、在勤者及び縁故者であり、かつ、本連盟の目的に賛同する個人とし、その地区の支部に所属することを原則とする。準会員は、中学生以下とする。但し、有段者は会員とする。
- 第 6 条 本連盟に加入しようとする者は、次の手続きを経て支部長の承認を得なければならない。
1. 所定の申込書に必要事項を記入の上、入会金を添えて申し込むこと。
 2. 未成年者は保護者の同意を得ること。
- 第 7 条 次の各号のひとつに該当する場合は、本連盟の会員たる資格を喪失する。
1. 本人が脱会を申し出て支部長、理事長の承認を得た場合
 2. 会費を一年を越えて滞納した場合
 3. 本連盟の名誉を著しく汚し、又は、本連盟の趣旨に反する行為があり、常任理事会に於いて除名の承認が行われた場合

第 4 章 権 利 及 び 義 務

第 8 条 本連盟の会員は下記の権利義務をもつものとする。

1. 第 4 条に規定する本連盟の事業に参加することができる。
2. 本連盟の諸施設を利用することができる。
3. 規約に基づいて役員選挙権及び被選挙権を持つ。
4. 会員は、細則に定める規定に依り、所定の期日までに連盟に会費を納入しなければならない。

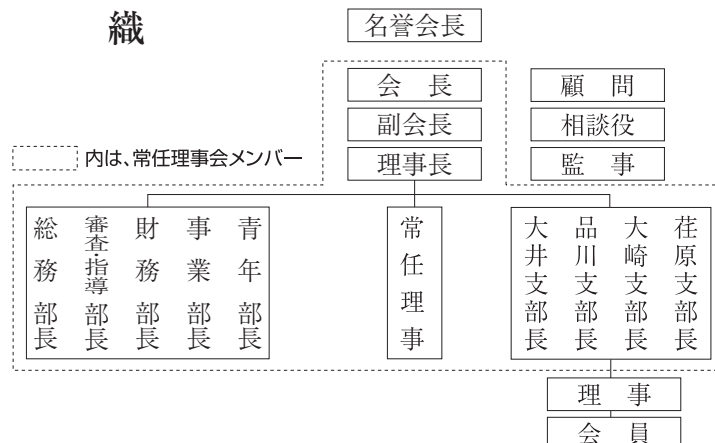
第 5 章 役 員

第 9 条 本連盟に次の役員を置く。

- | | |
|----------------------------|-------|
| 1. 顧 問 | 若干名 |
| 2. 相談役 | 若干名 |
| 3. 会 長 | 1 名 |
| 4. 副会長 | 若干名 |
| 5. 理事長 | 1 名 |
| 6. 常任理事（各支部若干名） | 若干名 |
| 7. 総務部長 | 1 名 |
| 8. 審査・指導部長 | 1 名 |
| 9. 財務部長 | 1 名 |
| 10. 事業部長 | 1 名 |
| 11. 青年部長 | 1 名 |
| 12. 支部長 | 4 名 |
| 13. 理 事（各支部20名以内とする。） | 80名以内 |
| 14. 監 事 | 2 名 |
| 15. (公財)品川区スポーツ協会総務委員、事業委員 | 各 1 名 |
| 16. 東剣連評議員 | 1 名 |

第 6 章 組 織

第 10 条



第 7 章 機 関

第 11 条 本連盟に次の機関を置く。

1. 総会
2. 常任理事会

第 1 節 総 会

第 12 条 総会は、第 5 章第 9 条の役員を以って構成し、会長が議長となり、本連盟の最重要事項を審議し議決を行う。

第 13 条 総会は年一回春季に行う。但し、必要により会長が臨時に招集することができる。

第 2 節 常任理事会

第 14 条 常任理事会は、会長、副会長、専門部長、常任理事及び支部長を以って構成し、理事長が議長となる。但し、支部長又は専門部長に事故ある場合は、副支部長又は副専門部長が代理に出席することができる。

第 15 条 常任理事会は、理事長が必要と認めた場合、これを招集する。

第 3 節 定足数及び議決

第 16 条 総会及び常任理事会は、委任出席を含め、各々過半数の出席で成立する。議決は、委任出席を含め出席者の過半数の同意により行われる。可否同数の場合は、議長の決定するところによる。但し、規約の改正は、出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。委任出席分の取扱いは、議長に一任される。

第 4 節 役員等の選出、任期及び任務

第 17 条 本連盟の役員は理事の中から選出又は推薦され、方法は次の通りとし、任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。

1. 会長、副会長は総会に於いて選出する。
2. 理事長は理事の互選による。
3. 支部長、副支部長は各支部内で選出する。但し、支部長、副支部長とも、常任理事会の承認を必要とする。
4. 常任理事は、各支部の理事の中から、支部長により推薦され、総会の承認を必要とする。なお、会長は、必要があると認めるときは、別途、常任理事若干名を指名することができる。
5. 専門部長は、原則として、理事の中から、理事長により推薦され常任理事会の承認を

得て選出される。ただし、青年部長は青年部内において選出され、常任理事会の承認を得る。専門部長が副部長を必要とする場合は、専門部長がこれを推薦し、常任理事会の承認を得る。

6. 理事は、会員の推薦を受け、常任理事会の承認を得て選出される。
7. 監事は、常任理事会に於いて推薦し、総会の承認を得る。他の役員の兼任を認めない。
8. 顧問、相談役は、会長の推薦により、常任理事会に諮り委嘱する。

第 18 条 本連盟は必要に応じて名誉会長を置くことができ、会長、副会長の推薦により委嘱される。

第 19 条 本連盟は師範を若干名置くことができ、会長、副会長及び理事長が選出する。師範のうち 1 名を主席師範とすることができる。

第 20 条 本連盟の役員の任務は、次の通りとする。

1. 会長は本連盟を代表し会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、代行する。
3. 理事長は常任理事会を代表し、会務の実施にあたる。
4. 常任理事は会務を分担して、その執行に当たる。
5. 支部長は支部を代表し支部の運営にあたる。
6. 総務、審査・指導、財務、事業及び青年の各部長は、その専門分野で理事長を補佐する。
7. 理事は、総会を構成し、会務を審議し、その議決並びに実施にあたる。
8. 監事は本連盟事業の執行状況、並びに会計その他の会務を監査する。
9. 顧問、相談役は、会長、副会長及び理事長の諮問に応えるほか、常任理事会、総会に出席して、意見を述べることができる。
10. 主席師範及び師範は、その秀れた心技を会員に指導、伝達する。

第 21 条 青年部は本連盟会員のうち、満18歳以上から45歳までの会員により構成され、部員間の親睦と、本連盟への協力を促進する。

第 8 章 段 級 審 査

第 22 条 段級審査は、本連盟が定める級位審査に関する規定並びに全剣連及び東剣連が定める段級審査に関する規定により行う。

第 9 章 会 計

第 23 条 本連盟の収入は、入会金、会費、段級審査手数料、寄付金その他とする。

第 24 条 本連盟の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 25 条 本連盟の現金収支は 3 月末日に終了し、決算は監事の監査を経て遅滞なく総会に報告し、承認を得なければならない。

第 10 章 付 則

第 26 条 公益財団法人品川区スポーツ協会の役員及び東剣連役員、並びに他の団体への派遣役員を選出は常任理事会で選出し会長が任命する。任命された役員は、本連盟の常任理事会構成員としての権利、義務を有する。

第 27 条 本規約施行のため必要な細則は、常任理事会の議を経て会長が制定する。

第 28 条 本規約に定めのない事項は別に定める。

第 29 条 本規約は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
本規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
本規約は、平成 22 年 5 月 24 日から施行する。
本規約は、平成 23 年 5 月 23 日から施行する。
本規約は、平成 28 年 5 月 23 日から施行する。

「品川区剣道連盟規約施行細則」

- 第 1 条 本連盟は、一般財団法人東京都剣道連盟（以下、東剣連）に加盟し、次の権利、義務を有する。
1. 東剣連主催の大会に出場できる。
 2. 段級の審査を請求できる。
 3. 東剣連の評議員その他の役員を派遣し、議事に参画せしめる。
 4. 本連盟は、東剣連の規約に依り、所定の分担金を納付しなければならない。
- 第 2 条 本連盟の運営のために次の 4 支部を置き、規約第 5 条の加入者は、在住、在勤等の該当する支部に所属するのを原則とする。
1. 品川支部・大井支部・大崎支部・荏原支部
 2. 各支部の運営は、本連盟の規約に抵触しない範囲で自主性を有するが必要に応じて本部に報告、承認を得るものとする。
- 第 3 条 規約第 6 条会員、第 23 条入会金、年会費及び審査手数料は次の通りとする。
1. 会員は一般会員と特別会員とする。
特別会員とは、師範、八段以上並びに、名誉会長、会長、副会長、顧問、相談役及び 75 歳以上の会員とする。
 2. 準会員は、中学生以下とする。但し有段者は一般会員とする。
 3. 入会金は、一般会員 3,000 円、準会員 2,000 円とし、全額支部の収入とする。
 4. 本部の年会費は、一般会員 4,000 円、準会員 1,000 円とする。但し、特別会員は無料とする。支部の年会費は、各支部毎に別途定める。
 5. 段位の審査手数料は一般会員、準会員は無料とし、非会員は、一般 8,000 円、高・大学生 4,000 円（学連高体連は 3,000 円）、中学生は 3,000 円とする。
- 第 4 条 入会金及び年会費は各支部へ納入され、そのうち各支部は所定の分担金を本部へ納入しなければならない。
各支部から本部へ納入される分担金は次の通りとする。
1. 一般会員×4,000円 準会員×1,000円 審査手数料の半額
 2. 年度収入により 0 円から 100,000 円を支払うものとする。
- 第 5 条 納入については以下の通りとする。
1. 会員は会費を当該月分又は各支部で定める月分をまとめて可及的速やかに所属する支部長に納入しなければならない。
 2. 入会金及び審査手数料は、入会又は審査の申込と同時に、その申込先に納入しなければならない。
- 第 6 条 会員の不幸に際しては次の通り、弔意又は見舞の意を表するものとする。
1. 本人死亡の場合 10,000 円
 2. 本人の父母妻子死亡の場合 5,000 円
 3. 本人の長期に渡る傷病被災の場合 10,000 円
 4. 別途必要の場合は協議し決定するものとする。
- 附 則 本細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
本細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
本細則は、平成 28 年 5 月 23 日から施行する。

[品川区剣道連盟] 級位審査に関する規定

(総 則)

第 1 条 品川区剣道連盟が行う級位審査は、(一財)東京都剣道連盟(以下、「東剣連」という。)の規程及び実施要領によるほか、この規定による。

(審 査)

第 2 条 審査は、6級から1級について行う。

2. 6級から4級は、実技を行う。

3. 3級から1級は、実技及び木刀による剣道基本技稽古法(以下、「基本技稽古法」という。)を行う。

この場合の基本技稽古法は、3級は基本1から基本4まで、2級は基本1から基本6まで、1級は基本1から基本9までとする。

(受審資格)

第 3 条 1級の受審資格は、中学生以上及び東剣連加盟団体(全日本剣道連盟及び国際剣道連盟を含む。)発行の2級を取得している小学校6年生とする。

2. 小学生の場合は、第1項によるほか、次の基準により受審すること。

(1) 初めて受審する場合は、小学校1年生以下は、6級から

小学校2, 3年生は、5級以下から

小学校4年生は、4級以下から

小学校5年生は、3級以下から

小学校6年生は、2級以下から受審すること。

(2) 現級を取得してから1年後に、次の級を受審すること。ただし、学年が基準以上の場合及び2級を取得している小学校6年生は、この限りではない。

(審 査 員)

第 4 条 審査員は、剣道七段及び剣道六段受有者5名をもって構成する。

2. 剣道七段には、東剣連の登録審査員又は審査員1名以上を当てるものとする。

(合 格)

第 5 条 審査員3名以上の同意により合格とする。

2. 5級から2級の審査において、特に技量優れ上位級の実力があると認められる者は、1段階特進させることが出来る。なお、3級以上に特進した者には、第2条第3項による基本技稽古法を課する。不合格の場合は、受けた級の合格とする。

3. 5級以上で実技不合格の場合は、一つ下の級の合格とすることが出来る。

(再 受 審)

第 6 条 基本技稽古法で不合格となった場合、1年間1回に限り、基本技稽古法の再受審を認める(特進不合格者を除く)。

(受審料等)

第 7 条 受審料等は、次のとおりとする。

(1) 受審料は3,000円。ただし、基本技稽古法再受審の場合は、1,000円。

(2) 1級合格の場合は、他に、東剣連が発行する1級認定証交付手数料500円を徴する。

(手 数 料)

第 8 条 品川区剣道連盟の会員は、無料。

2. 非会員の手数料は、次のとおりとする。

(1) 小・中学生は、2,000円。

(2) 高校生以上は、4,000円。ただし、高体連又は、学連に登録している者は、それを証する書類を提出した場合に限り、3,000円。

3. 基本技稽古法再受審の手数料は、無料。

(申し込み)

第 9 条 審査の申し込みは、別掲審査申込書に審査料等を添えて、各支部長を經由して行うものとする。

[制定 平成16年5月24日

最終改正 平成25年5月27日]

品川区剣道連盟審判員内規

1 審判員の選出

審判員は四段以上の受有者で、大会当日年齢満70歳以下の者の中から各支部長が選出推薦する。なお、新規に審判員になる者は下記3に指定する講習会に参加して試合審判規則及び細則について研鑽し、かつ、下記2の要件を満たしている者とする。

2 審判員の資格及び義務

- (1) 新規審判員は、2年以内に下記3に指定する審判員講習会を2回以上受講した者とする。
- (2) その他の審判員は、講習会を受講することを原則とする。

3 指定講習会

- (1) 品川区剣道連盟主催指導者養成講習会
- (2) 城南ブロック剣道講習会
- (3) 東京都剣道連盟の行う講習会
- (4) その他、会長が認めた講習会

4 その他

前各項の定めその他、大会毎に審判長が会長の承認を受けて指定した者も審判員になることができる。

[制定 平成26年5月26日]